

さ情審査答申第125号  
平成28年 6月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成27年10月28日付けで貴職から受けた、平成26年5月16日付け  
決裁文書「さいたま市臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスターの発注につい  
て（「請書」「印刷依頼原稿」を含むもの）」（以下「本件対象行政情報」という。）  
の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問に  
ついて、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年5月28日付け保福福第697号により、  
さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま  
市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行  
政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象  
行政情報のうち「契約相手方以外の見積書の単価及び金額」の開示並びに「別  
紙1」「別紙2」と記載されている文書については原本どおり開示するよう  
求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書  
及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 条例第17条は、「開示の実施」を規定し、（1）文書、図画及び写真  
（2）フィルム（3）電磁的記録に区分し、同規則第8条第5項で、写  
しの交付を規定し、第6項は、電磁的記録について規定しています。そ  
の条例・規則の規定により開示の実施が為されるべきです。
- (2) 平成27年7月9日開示の実施がありましたが、保福福第608号は  
紙（文書）であり、「別紙1」、「別紙2」とも、その表現どおり、「別紙  
1」「別紙2」と書いてある筈です。ところが、開示されたものには「別

紙1」、「別紙2」がありません。「原本インデックス部分が写し取られておらず」とはどういう意味ですか？私請求者は「印刷依頼原稿 別紙の通り」と添付している（いた）もの（そのままのもの）を開示請求しました、何故こんな誤魔化しを行うのですか？

- (3) 仕様書には「CD-R」で納品とありますから、これは、単に「CD-R」から、用紙に出力したのではないですか？私請求者は、当時の担当者らの法令違反の疑いを追及していますが、条例・規則に基づいて公開を実施する必要があります。
- (4) 「予定価格」は定めていなく（さいたま市契約規則第22条）、「複数の仕様（サイズ・枚数）で、参考見積書の提出」により、「執行予定額」（を算出した）との事だが、ファックス（文）も、複数の仕様（サイズ・枚数）も、参考見積書（類）も、三種類とも「破棄した」との事、こんな馬鹿げたことがあって良いのですか？私請求者は、平成26年7月2日以来早1年間、追及を続けています。
- (5) 見積書の受領は、平成26年5月14日16時頃から翌日15日15時頃までの間のことで、「3業者が見積書提出時に顔を合わせることは無かったと記憶している」とのことだが、入札は一度に集めて行うもので、見積合せは時間を少しズラシテ行うのが通例で、こんなバラバラ2日間に掛けてなど聞いたことがない。そもそも「本日（14日）付の作成」とメールするなど信じられないことだ。現に、担当者は平成27年5月25日の私請求者に電話で「3業者ほぼ一緒に事務室でそれぞれから」と述べています。（私請求者の記憶と記録による。）
- (6) 参考？見積ではなく、（そんなものあるか？）正式に提出された見積書3通を、契約相手方のものでなく、「単価及び金額」も含め見積書全て（添付仕様書も含め）を、契約後は、公正に、適切に、公開すべきです。問題は、正式に提出された場合であって、適切に、公正に入札「等」が行われたか？どうか？である。
- (7) 「開示することにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある」とはなんですか？予定価格については、「当該行政情報が開示されると、今後予定している契約事務の予定価格を容易に推察され、今後の入札に支障をきたすおそれがある」という屁理屈であったが、上記の通り、高給を取る福祉総務課長・同課副参事・同課主査ら早々たる面々が、積算出来なくて、入札・見積合せに参加する業者から出して貰った借り物の価格であって、推測されるどころか、借り物そのものです。予定価格の中「単価及び金額」もこの借り物じゃないですか？借り物は、直ちに返すべきです。そして公表すべきです。
- (8) 私は、早い段階で、「社会保障と税の一体改革条項」が意図的に消し取られたものと疑い、平成26年7月から提案・公開請求を行って来まし

た。「一連の犯罪の疑いがある」と具体的に指摘し回答を求めて来ました。決裁権者らは、貴審査会に、その責任で、釈明なりすべきです。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として国が実施する臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付事業について、本市では福祉総務課及び子育て支援課が所管課となり、広報、申請受付、審査等の支給事務を行っていたところである。
- 2 平成27年5月14日受付の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）において、申立人より「平成26年5月16日付け決裁文書『さいたま市臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスターの発注について』」の開示の請求があり、実施機関は、さいたま市臨時福祉給付金普及啓発用チラシ及びポスターを発注する際の決裁文書を特定した。そして平成27年5月28日付けで、「個人印の印影及び契約相手方以外の見積書の単価及び金額」を除いて、一部開示決定した。この決定に対し、申立人より、「契約相手方以外の見積書の単価及び金額」について、開示しないとする正当な理由はなく、開示すべきとする異議申立てが出された。
- 3 本件請求における「契約相手方以外の見積書の単価及び金額」については、さいたま市臨時福祉給付金普及啓発用チラシ及びポスター作成業務にかかる見積徴収を行った相手方である関東図書株式会社及び株式会社エビスから提出を受けた見積書に記載されていたものであり、当該行政情報を公にすることにより、見積書を提出した業者の、当該チラシ及びポスターにかかる単価の価格設定が明らかになる。これにより競合する他業者の販売上の方針が、当該価格情報を踏まえたものになり、当該2業者の事業活動が損なわれる可能性が生じる。したがって情報を開示した場合、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報として、不開示とする旨決定したことは妥当である。
- 4 また、申立人は、開示対象の当該決裁文書の写しの交付を受けたが、決裁文上、「別紙1」「別紙2」と記載されている当該文書が写しのなかで確認できず、原本通りの開示及び交付を受けていないとして、当該処分の取消し及び当該文書の開示を主張しているが、この「別紙1」「別紙2」については、開示及び写しの交付を行った文書に含まれてはいるものの、原本上インデックスによってのみ表示されており、交付を行った写しにはインデックス部分が写し取られておらず、この写しを閲覧するなかでは、どの文書が「別紙1」「別紙2」なのかを確認する手段がない。したがって、この部分につ

いては認容することにより処分を取消し、再決定を行う予定である。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人から、平成27年5月14日受付で開示請求を受けた、さいたま市臨時福祉給付金普及啓発用チラシ及びポスターを発注する際の起案文書と当該起案文書に添付されていた書類である。

実施機関は、本件請求に対して、平成26年5月16日付け保福第608号「さいたま市臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスターの発注について」を特定し、条例第7条第2号及び同条第3号に該当する部分を除き開示を行った。

異議申立人は、本件処分に対して、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分である「契約相手方以外の見積書の単価及び金額」の開示を求め、また、決裁文に「別紙1」、「別紙2」と記載されているが開示されたものには、「別紙1」及び「別紙2」の表示がなかったことから、開示されたのは請求したものとは異なると主張し、異議申立てを行ったものである。

##### 2 条例第7条第3号の該当性について

さいたま市臨時福祉給付金普及啓発用チラシ及びポスターを発注する際の起案文書に添付されていた見積書とは、株式会社エビス、関東図書株式会社及び望月印刷株式会社の3者から徴収したものであり、3者の見積合計金額を比較し、最低価格となった望月印刷株式会社と契約したところ、このうち、契約相手方である望月印刷株式会社を除いた2者については、単価及び発注する枚数を乗じた金額（以下「単価等」という。）は本号に該当するとして不開示とされた。

単価等は、各企業の営業・販売活動の状況を反映するものであり、当該情報は、自由競争社会において、競合する他事業者には知られたくない秘匿性の高い情報であり、これらが公になると当該法人の販売上の方針、営業に関する情報等が明らかになり、その法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件対象行政情報のうち、契約相手方以外の見積書の単価及び金額を不開示としたことは妥当である。

##### 3 原本どおりの開示を受けていないという主張について

実施機関においても、開示及び写しの交付を行った文書の中に「別紙1」及び「別紙2」を確認するための表示がなかったことを認めている。

そして、実施機関は、「別紙1」及び「別紙2」が明らかになるよう再交付を行う予定とのことであるため、審査会としても実施機関に対し速やかに対応を求めるところである。

4 異議申立人のその余の主張については本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

5 以上の次第であるから、本件異議申立てには理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年10月28日	諮問の受理
②	同年11月16日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年11月19日	審議
④	同年12月8日	異議申立人から意見書を受理
⑤	同年12月17日	審議
⑥	平成28年1月21日	異議申立人からの意見陳述及び審議
⑦	同年2月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑧	同年6月16日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	石川和子	弁護士
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)